

第 1 7 3 回新発田地域広域事務組合議会定例会 会議録

招集年月日 令和 7 年 3 月 2 7 日

招集の場所 広域合同庁舎 4 階会議場

開 会 令和 7 年 3 月 2 7 日午後 3 時 0 0 分宣言

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議会第 3 号 新発田地域広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

日程第 4 運営概況報告について

日程第 5 議案第 1 7 3 号から議案第 1 8 7 号まで一括上程
一括上程議案

議案第 1 7 3 号 専決処分の承認を求めることについて

(新発田地域広域事務組合一般職の職員の給与及び勤務時間等に関する
条例の一部改正について)

議案第 1 7 4 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和 6 年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算 (第 3 号) 議定
について)

議案第 1 7 5 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和 6 年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算
(第 3 号) 議定について)

議案第 1 7 6 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和 6 年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計補正予算
(第 2 号) 議定について)

議案第 1 7 7 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和 6 年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計補正予算
(第 2 号) 議定について)

議案第 1 7 8 号 新発田地域広域事務組合一般職の職員の給与及び勤務時間等に関する
条例の一部改正について

議案第 1 7 9 号 新発田地域広域事務組合行政評価委員会条例制定について

議案第 1 8 0 号 新発田地域広域事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部改正について

議案第 1 8 1 号 新発田地域広域事務組合課制条例の一部改正について

- 議案第182号 令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第4号）議定
について
- 議案第183号 令和6年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算
（第4号）議定について
- 議案第184号 令和7年度新発田地域広域事務組合一般会計予算議定について
- 議案第185号 令和7年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計予算議定に
ついて
- 議案第186号 令和7年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計予算議定
について
- 議案第187号 令和7年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計予算議定に
ついて

出席議員

議 会 議 長	宮崎 光夫
議会副議長	八幡 元弘
議 会 議 員	小坂 博司
議 会 議 員	湯浅佐太郎
議 会 議 員	小川 徹
議 会 議 員	宮野 清隆
議 会 議 員	小柳はじめ
議 会 議 員	加藤 和雄
議 会 議 員	三母 高志
議 会 議 員	渡邊 喜夫
議 会 議 員	森本 将司
議 会 議 員	羽田野孝子
議 会 議 員	笥 智也
議 会 議 員	宮澤 光子
議 会 議 員	田中 智之

説明のため出席した者

管 理 者	新発田市長	二階堂 馨
副管理者	胎内市長	井畑 明彦
副管理者	聖籠町長	西脇 道夫

事務局	事務局長	野崎 光晴
消防本部	消 防 長	椿 芳行
会 計 管 理 者	新 発 田 市 会 計 管 理 者	山口 誠
事務局	事務局次長・ 業 務 課 長	五十嵐富士雄
消防本部	消 防 次 長	高橋 孝美
事務局	総 務 課 長	高山 寿昭
新発田広域クリーンセンター場長		肥田野正信
事務局	参 事	林 徹

○ 職務のため出席した者

書記	事務局	係 長	石井 浩之
記録	事務局	係 長	前田雄二郎
記録	事務局	主 任	時田 絵梨
記録	事務局	主 事	二瓶 小夏
記録	事務局	主 事	仙田 創太

午後 3時00分 開 会

○議長（宮崎光夫君） 本日は、ご多忙のところご出席をいただきまして、ありがとうございました。
組合議会傍聴規則に基づき、報道機関へ写真撮影を許可しておりますので、お知らせいたします。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、第173回新発田地域広域事務組合
議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法の規定により、10月分から1月分に係る例月出納検査の結果について報
告がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

議事日程の報告

○議長（宮崎光夫君） 本日の議事日程は、一般質問通告書の提出がありませんでしたので、本日お
配りした議事日程のとおりといたします。

日程第1、会議録署名議員の指名について

○議長（宮崎光夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において小川徹議員、宮澤光子議員の2
名を指名いたします。

日程第2、会期の決定について

○議長（宮崎光夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ご
ざいせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3、議会第3号 新発田地域広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一 部改正について

○議長（宮崎光夫君） 日程第3、議会第3号 新発田地域広域事務組合議会の個人情報の保護に関
する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小坂博司議員。

○議員（小坂博司君） 提案理由を申し上げます。

議会第3号議案は、新発田地域広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条項ずれを改めるもの、並びに刑法等の一部を改正する法律の施行により、罰則の規定中「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」に改められることに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由をご説明いたしました、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎光夫君） 議会第3号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議会第3号 新発田地域広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮崎光夫君） 挙手全員であります。

よって、議会第3号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、運営概況報告について

○議長（宮崎光夫君） 日程第4、運営概況報告について、管理者であります新発田市長より申出がありますので、これを許可します。

管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） 運営概況報告を申し上げます。

はじめに、第2次広域共同処理基本計画の後期計画の策定についてであります。広域関係2組合が担う共同処理事務の最上位計画として位置付けている、第2次広域共同処理基本計画については、前期5年間の最終年度にあたる今年度、構成市町への意見聴取及びパブリックコメントの実施を経て、後期計画として策定したところであります。令和7年度からは、新たに学識経験者や公募住民等で構成する外部評価機関を置き、毎年度の取組みに対し意見や提案をいただくことにより、評価の客観性と透明性を確保し、行財政改革を推し進めたいと考えております。

次に、救急車の寄贈式についてであります。新発田信用金庫から創立100周年記念事業の一環として高規格救急車を寄贈していただくことから、4月2日にヨリネスしばた「札の辻広場」において、

寄贈式を執り行う予定としております。寄贈いただいた救急車は、管内で最も出場件数の多い新発田消防署中央分署に配備し、地域住民の皆様の安心安全につなげてまいります。

次に、岩手県大船渡市で発生しました林野火災に係る応援出動についてであります。令和7年2月19日から相次いで林野火災が発生し、延焼拡大したことで、総務省消防庁からの出動指示により、新潟県の緊急消防援助隊として出動しました。当消防本部からは2月27日から3月10日までの12日間、消火小隊2隊、延べ32名を派遣し、大船渡市内の綾里地区、清水地区、蛸ノ浦地区、合足地区での消火活動及び巡回警備を実施しました。

次に、ごみ焼却場の更新整備に係る検討についてであります。令和5年7月定例会でご報告しました、老朽化が進む新発田広域クリーンセンターと中条地区塵芥焼却場の両焼却場の現状を踏まえて、当地域におけるごみ処理を安定的に継続するための望ましい方向性について、一般廃棄物処理検討委員会において検討を進めております。焼却場整備に要する期間は、一般的に最短で12年でありますことから、12年後の令和18年には中条地区塵芥焼却場が寿命と言われる築50年に達するため、令和7年度中に3市町での新施設整備方針を定めたいと考えております。そのため、事業期間の短縮及び用地費等の財政負担の低減を考慮し、2施設を集約して、新発田広域クリーンセンター敷地内での新施設整備を有力候補の一つとし、整備においては、3市町が宣言をしている「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、ごみ発電設備等による脱炭素化の推進、経済的な整備手法等を多角的に検証し、計画の具体化をスピード感を持って、取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、現況の詳細につきましては、別紙資料をご覧ください。

以上で運営概況報告を終わります。

○議長（宮崎光夫君） 運営概況報告について質疑に入ります。質疑はございませんか。

湯浅佐太郎議員。

○議員（湯浅佐太郎君） ご苦労さまでございます。救急車の寄贈等、いい話がありましたのですが、ちょっと確認させていただきたいことがございまして、伺いたいと思います。

今年に入りましてから、中々山中山間地方面におきまして、スティーブンス・ジョンソン症候群の患者を不搬送にするという事案がございました。私の耳にまで入ってきましたので、管理者のほうから、どういった経緯でそういうことになったのか、ご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮崎光夫君） 管理者、二階堂馨市長。

○管理者（二階堂 馨君） 運営概況報告には救急出動の関係については報告ありませんけれども、ご質問いただきましたので、お答えを申し上げたいと思いますけれども、1月11日23時58分ということであります。ご依頼をいただいて、隊員が中々山のお宅のほうに緊急出動させていただきましたけれども、見たところ熱があるということでもあります。前の日にその方はかかりつけのお医者さんのところへ行って、コロナでも陰性であったし、インフルエンザでも陰性であったということで、

ただかかりつけのお医者さんもちよつと原因が分からないということでもあります。熱があるのでということで処方、薬を頂いて、帰ってきて、夜になってもなかなか熱が下がらないということで救急車の出動を要請をされたということになります。現場に着いた隊員が目視をした段階では、やはりちよつとインフルエンザにほぼほぼ近いなということでもありますし、ご家族でもちよつとインフルエンザにかかっていたそうでもありますので、きっとインフルエンザだろうというふうに判断をしたようでもあります。しかし、ここはやはり消防隊員が最終的な判断をすることではありません。やはりここは県立新発田病院の医師に電話でその状況を説明をして、そして医師の判断を仰がなければならない。そのところが少し欠落をしておったようでありまして、そのままかかりつけのお薬を飲んで少し様子を見たらいかがでしょうかということで不搬送にしてしまったということでもあります。翌日、どうしても熱が下がらないということで県立病院に行きましたら、今ご指摘のような症状のせいで、何か100万人に2人か3人ぐらいしかないような珍しい、非常に珍しい病気だったということだそうでもあります。大変申し訳なく思ったところでありまして、すぐこのことを受け、報告を受けましたので、まずはすぐ謝罪に行きなさいということで謝罪に行きました。結果としては何日間の入院生活を受けて退院をされたということで、その後また私どもの新発田の署長と、それから担当の消防署の職員で謝罪に参りまして、ご家族のほうからは気をつけるようにと、こういうご指導いただいたということで報告を受けております。私のほうからは、これに、前にも少し不祥事といひましようか、消防のほうでございましたので、ちよつと続いているではないかということでもありますので、しっかりとこのようなことがあってはならないということと同時に、本当に命に関わることでありますので、通常の口頭注意、指導ではなくて、もっと強い指導をさせていただいたところでもあります。大変管理者として申し訳ないなということでもあります。今後このようなことのないようにしっかりと指導してまいりますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。

○議長（宮崎光夫君） 湯浅佐太郎議員。

○議員（湯浅佐太郎君） ありがとうございます。詳細にわたってご説明ありがとうございます。年間6,000回にわたる消防の救急車の出動の中で、高齢者が5割、そして救急搬送で救急医療と言われるのが6割から7割ある中で、やはり命に関わる問題でございますので、今突然県立病院に行っても、救急で診てもらっても1万円かかる状態なんです、救急車もタクシー代わりに使ってくれるなということはよくよく啓蒙されて、シャープ7119というのもよっぽど、浸透はしていないんですけど、ある程度救急車に対する具体的に有料化といったような具体策は管理者のほうではお考えがあるかどうか、また教えてもらえませんか。有料化。要するに救急車の有料化。

○議長（宮崎光夫君） 二階堂馨市長。

○管理者（二階堂 馨君） 今のところは、有料化については考えておりません。いずれにせよ、先ほど申し上げましたように、そこで判断を、だろう判断をしてしまったということですね。インフルエンザだろうという、これはあってはならないことです。たとえそうであったとしても、やはり

先ほど申し上げましたように医師の判断を仰ぐ、これを絶対忘れてはいけないということであり
ます。ただ、先ほど申し上げましたように非常に珍しい症状でありますので、電話連絡だけで県立病
院のお医者さんもその病名を当てることはちょっと難しかったかもしれませんが、それでも
やっぱり医師の判断を仰ぐ、このことをきちっとやらなかったということではこちらの手落ちであ
りますので、ただ、だからといって今有料の考え方については全く考えておりませんけれども、い
ずれにしろこんなことのないようにしますんで、ひとつお許しをいただきたいというふうに思っ
ています。

○議長（宮崎光夫君） 湯浅佐太郎議員。

○議員（湯浅佐太郎君） ありがとうございます。何回も言いますが、市民の命に関わることで
ございますので、市民に寄り添った具体策も含めて今後の要望として終わらせてもらいます。あ
りがございました。

○議長（宮崎光夫君） 小柳はじめ議員。

○議員（小柳はじめ君） 大船渡市の山林火災、結構毎日のようにニュースで出ていたんですが、こ
れで応援の出動したということで、こういうのは度々あるのかと思うんですが、今回、総務省消防
庁からの出動指示ってあるんですけど、私あんまり総務省から、消防庁からの指示というのはあん
まり見たことないような気がするんですけど、その辺ちょっと私の思い違いかもしれませんので、
どういったときに指示が出て、実際その要は従わなければならないのか。例えば総務省から具体的
にこれぐらいのボリュームを出せって言われるのかとか、その辺ちょっと説明いただけるのかなと
思うんですが。

○議長（宮崎光夫君） 二階堂馨市長。

○管理者（二階堂 馨君） 具体的個別事項でありますので、担当の消防長のほうから答えさせてい
ただきたいというふうに思っております。

○議長（宮崎光夫君） 樺消防長。

○消防長（樺 芳行君） 緊急消防援助隊ですけれども、昨今、大規模な災害が頻発に発生していま
す。そういったことを見据えまして、あれは阪神・淡路大震災の頃だったかと思うんですけども、
それ以降そういった緊急消防援助隊というのを国が組織立ててつくっております、各消防本部か
ら消防隊というのを隊として募っております。現在全国で六千数百隊という隊があります。それで、
今回の大船渡の災害に際しては、総務省消防庁のほうで、そういった大規模な災害という位置付け
で、最初は東北地方の近県のほうにそういう緊急消防援助隊の派遣要請を出したと。新潟県はその
次に、翌日の2月27日ということで、新潟県は新潟県大隊ということで新潟県の中の組織を編成し
て応援に行ったという状況でございます。

以上です。

○議長（宮崎光夫君） 小柳はじめ議員。

○議員（小柳はじめ君） ありがとうございます。概要は分かりましたので、実際ここ最近、あるいはここ10年ぐらいで同様な例があったのか、ちょっとお知らせいただきたいのと、それからもう一つ確認なんです、基本的には消防庁から要請があつて、新潟県の大隊の中に組み込まれるというイメージだと思うんですが、要は指揮命令系統に関しては完全に新潟県の中の一隊として扱われるということで、確認でございます。よろしいでしょうか。

○議長（宮崎光夫君） 椿消防長。

○消防長（椿 芳行君） 直近の例では、令和6年1月1日の能登半島地震、このときも緊急消防援助隊として新潟県大隊の組織として新発田広域消防が一緒に行っております。指揮系統につきましては、新潟県大隊の中の指揮隊というのがありますので、その指揮隊の指示に基づいて動くということになります。

以上です。

○議長（宮崎光夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第5、議案第173号から議案第187号まで一括上程

○議長（宮崎光夫君） 日程第5、議案第173号から第187号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。提案理由説明については、議案第173号から第187号までを一括で行い、はじめに第173号から第177号、次に第178号から第181号、次に第182号及び第183号、次に第184号から第187号の4つに分割して質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） ご異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を求めます。

管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） 提案理由を申し上げます。

はじめに、専決処分についてご説明申し上げます。議案第173号は、新発田地域広域事務組合一般職の職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正の専決処分について、承認を得るものであります。人事院勧告等に伴い、当組合が給与制度を準用する新発田市において令和6年4月1日に遡り給与改定を行ったことから、公安職給料表についても改正を要するため、12月26日付けで、専決処分をさせていただきました。

議案第174号 令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、議案第175号 令和6年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、議案第176号 令和6年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計補正

予算（第2号）の専決処分について、議案第177号 令和6年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について、以上の4議案は、いずれも給与改定に伴い、組合職員に差額を支給するため、12月26日付けで、専決処分をさせていただきました。

次に、一般議案についてご説明申し上げます。議案第178号は、新発田地域広域事務組合一般職の職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてであります。人事院勧告等に伴い、当組合が給与制度を準用する新発田市において令和7年4月1日から中堅以上の職員の給料の水準を引き上げる給与改定を行ったことから、公安職給料表についても改正したいというものであります。

議案第179号 新発田地域広域事務組合行政評価委員会条例制定について、議案第180号 新発田地域広域事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上2議案は、共同処理基本計画の進捗状況や評価に係る外部の評価委員会を設けるため、新たに条例を制定するもの、また、その委員報酬を規定したいというものであります。

議案第181号は、新発田地域広域事務組合課制条例の一部改正についてであります。事務局の組織体制の見直しに伴い、総務課と業務課を統合するものであります。

次に、令和6年度補正予算案についてご説明申し上げます。議案第182号は、令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第4号）の議定についてであります。補正の内容は、緊急消防援助隊登録車両の更新に充てる国庫補助金について、補助基準額の改定による増額補正及び起債事業の事業費確定に伴う整理を行うものであります。

議案第183号は、令和6年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第4号）の議定についてであります。補正の内容は、交付税額の確定に伴う特別負担金の調整及び起債事業の事業費確定に伴う整理を行うものであります。

次に、新年度予算案の概要についてご説明申し上げます。当初予算案の編成にあたりましては、依然として厳しい関係市町の財政状況を十分認識し、原油価格高騰などによる物価の上昇の影響を受ける中でも、各経費の徹底した精査により、運営経費の0シーリング及び投資経費の財政計画比での0シーリングを実施し、市町村負担金の軽減を図るとともに、重点的、効率的な予算配分に努めたところであります。

各会計の概要について、ご説明申し上げます。議案第184号は、令和7年度新発田地域広域事務組合一般会計予算の議定についてであります。令和6年度、7年度で計画しております組合新庁舎整備及び高機能消防指令システム更新に係る2年目の工事費、人事院勧告等に伴う給与改定などにより、前年度比90.24%増の59億6,763万3,000円といたしました。

議案第185号は、令和7年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計予算の議定についてであります。最終処分場建設に係る基本設計や地質調査費等の事業費を計上しましたが、維持補修費を精査したことから、10.16%減の13億8,653万4,000円といたしました。

議案第186号は、令和7年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計予算の議定について

であります。虹の里交流館の経費については、給与改定に伴う会計年度任用職員に係る人件費増により、20.16%増の1,814万6,000円といたしました。

議案第187号は、令和7年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計予算の議定についてであります。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、介護認定審査支援システムの標準化移行に要する経費を計上したことにより、39.50%増の5,609万3,000円といたしました。

以上、提案理由をご説明いたしました。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎光夫君） 補足説明を求めます。

野崎光晴事務局長。

○事務局長（野崎光晴君） それでは、ご準備いただきます資料、まず1点目、横使いの予算書をご準備願います。もう一点、縦使いの当初予算（案）概要、この2点をご準備願います。当初予算（案）につきましては、後期の基本計画のスタートに合わせ、予算書歳出の記載について、事務事業ごとに整理し、併せて事務事業説明資料を概要の15ページ以降、資料4に添付しておりますので、後ほどご参照願います。

それでは、「令和7年度広域関係2組合当初予算（案）概要」に基づき、ご説明申し上げます。この概要の表の裏面をご覧いただきたいと存じます。広域関係2組合の会計別予算額一覧表であります。上の段が、新発田地域広域事務組合に係る会計であります。上から、一般会計は事務局、葬斎センター、消防、新庁舎整備に係る経費となります。ごみ処理事業特別会計は、焼却施設のクリーンセンター、中条焼却場、不燃物処理場、現在の最終処分場エコパーク、次期最終処分場整備に係る経費となります。まちづくり事業特別会計は、クリーンセンターの排熱を利用した虹の里交流館に係る経費となります。介護保険事業特別会計は、介護認定審査業務に係る経費であります。参考に、下の段が下越福祉行政組合に係る会計であります。

右側の1ページ、資料1「当初予算（案）編成概要」をご覧願います。上から1の当初予算編成にあたっての基本方針であります。歳入では積極的に繰越金等の財源確保に努め、歳出では燃料・光熱水費等の単価上昇分を除く運営経費を0シーリングと設定し、市町村負担金の軽減に努めて編成いたしました。

2の令和7年度当初予算の特色であります。（1）歳出、①の広域関係2組合の全体事業費は、90億2,095万3,000円、そのうち新発田地域広域事務組合分が、74億2,840万6,000円、前年度比26億9,283万9,000円、56.86%の増であります。その主な増額要因は、継続事業の新庁舎整備事業の建設工事2年目、新庁舎に設置する消防指令システム更新事業の機器製造2年目、継続事業の新最終処分場整備事業の設計・調査費によるものであります。

おめくりをいただきまして、2ページをお願いいたします。（2）の歳入、①の広域関係2組合の組合別市町村負担金は、42億570万3,000円、そのうち新発田地域広域事務組合分が、36億1,411万

3,000円、前年度比4億3,205万9,000円、13.58%の増であります。その下、②の2組合全体の市町村負担金であります。新発田市、胎内市、聖籠町のほか、下越福祉行政組合のすべての市町村において、前年度比で増となっておりますが、歳出でご説明いたしました継続事業の新庁舎整備事業の建設工事、新庁舎に設置する消防指令システム更新事業の機器製造、人件費の増によるものであります。

右側の3ページ、(3)令和7年度の主な事業についてであります。2組合共通の最上段の丸、新規事業の広域計画推進事業6万円は、組合の最上位計画である後期の基本計画を令和7年度からスタートすることに合わせ、有識者、公募委員を含む6名以内の外部評価委員会を組織するための、委員報酬であります。

次の丸、新規事業の旧広域合同庁舎解体事業700万3,000円は、現在、新庁舎開庁を令和8年4月に予定しており、新庁舎開庁後に、この合同庁舎を解体するための設計委託料であり、現段階で令和8年度までの時限的な事業債ではありますが、有利な財源措置の活用を図りたいと考えております。

最下段の丸、継続事業の人材管理育成事業は、職員研修に要する経費、給与システム使用料のほか、消防本部・新発田消防署・事務局の新庁舎の整備に合わせ、職員の出退勤などの勤怠管理システム導入委託料478万2,000円を含め、事務事業総額835万9,000円、うち広域組合分は678万5,000円を計上しております。

おめくりをいただきまして、4ページ、継続事業の新庁舎整備事業ですが、予算書の25ページ、大変恐縮です。予算書、横使いの25ページを参照願います。25ページの1つ目の丸、最上段、旧消防本部・新発田署解体事業1,059万9,000円は、令和8年度に解体を予定している旧消防本部庁舎の解体設計費であります。

2つ目の丸、新庁舎整備事業31億1,839万7,000円は、2年目の新庁舎建設工事及び工事監理委託料のほか、引っ越し費用、初度調弁費や建築関係検査手数料をはじめとした諸経費、更に建物完成時に皆様、来賓、工事関係者の方々から参列しての式典を執り行うための竣工式経費、竣工・開庁に合わせたリーフレットの印刷費等を計上しております。

概要に戻っていただきまして、概要の4ページ、この2つの事務事業を合わせた31億2,899万6,000円が令和7年度の新庁舎整備に関連する事業費であり、その下に財源内訳及び新庁舎整備の概要を記載しておりますので、ご参照願います。

右側の5ページ、最上段の丸、継続事業の通信指令機器更新事業4億8,555万1,000円は、新庁舎に設置する消防通信の指令台、指令制御装置の指令系、サーバーやクライアントの情報系、車両位置情報のAVM系、無線系の一部の更新などであります。

その下の丸、継続事業の車両更新事業はしご車(新発田署)2億7,929万円は、平成8年に配備した車両の更新で、車両製作に12か月以上を要することから、債務負担行為を設定し、更新するもの

であります。

その下の丸、新規事業のごみ焼却場更新検討事業は、運営概況報告でご説明いたしましたように、令和7年度中に、3市町での新施設整備方針を定めたいと考えております。

おめくりをいただきまして、6ページをお願いいたします。最上段の丸、継続事業の最終処分場整備事業1億4,180万2,000円は、胎内市船戸地区での、新たな最終処分場を整備するため、法律に基づく生活環境影響調査、用地測量、地質調査及び遺跡調査など、国の交付金制度交付率3分の1を活用して実施するものであります。

最下段の丸、新規事業の介護認定審査支援システム標準化事業1,575万1,000円は、国の法律に基づき、標準仕様に準拠したシステムへ再構築するための、経費であります。

右側の7ページをお願いいたします。組合は別になりますが、参考にご説明いたします。中井さくら園の最上段の丸、継続事業の医療的ケア児受入事業は、広域の3市町を含め、下越北地域8市町村の医療的ケア児の日中の一時預かりを令和6年10月から開始いたしました。2月末までに、2名延べ35日間の利用でありました。4月からは、県立坂町病院の受入れが困難な場合には、中井さくら園において、1泊2日程度の夜間の受入れを拡充し、支援を継続してまいります。

その下、あやめ寮の丸、新規事業の定員数等適正化検討事業は、養護老人ホームあやめ寮とひめさゆりについて、令和5年度から定員数を、あやめ寮は5名減の75名に、ひめさゆりは10名減の60名に見直しを行い、これまでと同様の社会福祉法人に指定管理者制度により、運営を行っております。しかしながら、依然として定員に満たない期間が継続していることから、関係する新発田市、胎内市、聖籠町及び阿賀野市並びに指定管理者と、地域の実情や受入れ状況など、協議・調整を図り、定員数等の適正化を検討してまいりたいと考えております。

また、概要には記載しておりませんが、あやめ寮は、平成19年1月の開設以来、更新のなかったナースコールについて、債務負担行為の設定により、令和7年度にプロポーザルによる事業者選定を、令和8年度に設備更新を計画しております。

ご覧いただいている概要には記載はありませんが2点、ひまわり荘についてであります。生活保護法に規定する救護施設で、身体的、精神的に障がい、何らかの課題を抱え、日常生活を営むことが困難な方たちが利用している福祉施設であります。平成9年の開所以来更新のなかった一部のトイレについて、入所者の高齢化や身体上から、和式2つを車椅子対応の洋式1つに更新したいと考えております。

2点目、救急診療所について、医師の高齢化や定年制から、医師の診療回数見直しの課題提案が医師会等からありましたので、市町並びに関係機関と協議することとしております。

主な事業については以上となります。

続いて、11ページ、資料2をご覧ください。広域組合当初予算の前年度比較と財政計画比較であります。左側の前年度比較表の下段、歳出で増減額の大きなものを、右側に詳細を記載しております。

すので、ご説明申し上げます。右側の詳細説明欄、上段の投資経費24億5,073万4,000円の増につきましては、ピンク色で着色している消防関係のうち、左から継続事業の新庁舎整備事業の建設工事2年目の増、新庁舎に設置する消防指令システム更新事業の2年目の増、2台の消防車両更新・整備の減が、主な要因であります。

その下の黄色で着色している廃棄物関係のうち、左から継続事業の広域クリーンセンター設備更新の減、中条焼却場設備更新事業の減、継続事業の最終処分場整備事業の設計・調査費等の増が、主な要因であります。

最下段の青色で着色している経費のうち、固定経費1億5,914万5,000円の増は、給与改定分と令和5年3月議会定例会で改正をいたしました職員定数条例で消防部局の職員数を段階的に増員しているものであります。

運営経費1,344万9,000円の減につきましては、光熱水費、燃料費の単価及び使用量の減によるものであります。

右下の償還経費9,562万円の増につきましては、令和3年度・4年度の火葬場改築、令和6年度のクリーンセンタークレーン更新の元金償還が主なものであります。

次に13ページ、資料3をご覧ください。構成市町村ごとの負担金明細表であります。左側、新発田地域広域事務組合に係る会計、広域一般会計は、事務局、旧新発田衛生センター、火葬場、広域消防、川東出張所、消防本部新庁舎まで、ごみ処理特別会計は、ごみ焼却場、不燃物処理場、エコパーク、最終処分場整備事業まで、まちづくりは、隣接のごみ焼却施設の広域クリーンセンターの排熱を利用しての広域交流施設「虹の里交流館」、介護保険は新発田市、胎内市及び聖籠町の介護認定審査会であります。

次に19ページをご覧ください。19ページ、資料5は組合の機構図であります。左側が新発田地域広域事務組合、右側が下越福祉行政組合、それぞれの施設名と令和7年4月1日現在の正規職員数を記載しております。

誠に恐縮ですが、訂正をお願いしたいと存じます。右側の下越福祉行政組合のうち、中ほどに「旧下越広域伝染病舎」は、組合の新庁舎、新発田市の道路・公園整備により、用地交換、建物解体を終了し、組合規約の変更により所管事務を廃止いたしましたので、この「旧下越広域伝染病舎」を削除願います。正誤表を机上に配付しておりますので、後ほどご参照願います。

右上に組合別職員数を整理しております。新発田地域広域事務組合は208人、前年比4人増、下越福祉行政組合は64人、前年比1人減、合計272人、前年比3人増であります。

以上で当初予算（案）に係る詳細説明を終わります。

○議長（宮崎光夫君） これより質疑に入ります。

はじめに、議案第173号から第177号までの5議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第173号 専決処分の承認を求めることについて（新発田地域広域事務組合一般職の職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について）、議案第174号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第3号）議定について）、議案第175号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第3号）議定について）、議案第176号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計補正予算（第2号）議定について）、議案第177号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）議定について）、以上の5議案について承認するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮崎光夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第173号、第174号、第175号、第176号及び第177号は承認することに決しました。

次に、議案第178号から第181号までの4議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第178号 新発田地域広域事務組合一般職の職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、議案第179号 新発田地域広域事務組合行政評価委員会条例制定について、議案第180号 新発田地域広域事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第181号 新発田地域広域事務組合課制条例の一部改正について、以上の4議案について原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮崎光夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第178号、第179号、第180号及び第181号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第182号及び第183号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第182号 令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第4号）議定について、議案第183号 令和6年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第4号）議定について、以上の2議案について原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮崎光夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第182号及び第183号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第184号から第187号までの4議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第184号 令和7年度新発田地域広域事務組合一般会計予算議定について、議案第185号 令和7年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計予算議定について、議案第186号 令和7年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計予算議定について、議案第187号 令和7年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計予算議定について、以上の4議案について原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮崎光夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第184号、第185号、第186号及び第187号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎光夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これにて第173回新発田地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3時59分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年3月27日

議会議長

宮崎光夫

議会議員

小川徹

議会議員

宮澤光子